離婚届の書き方について

離　婚　届

令和○○年○○月○○日届出

福島市長　殿

受理 令和 年 月 日 第 号						
通知（送付）令和 年 月 日 第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

（フリガナ） 氏名	夫 カネコ ヒトシ 氏 金子 名 仁	妻 カネコ ユウキ 氏 金子 名 優希
生年月日	平成２年１０月２３日	平成３年１２月２４日
住所 （住民登録をしているところ）	福島市舘ノ前２０５番地の６	福島市渡利字舟場２番地の１９ アーバンレジデンス２０１
本籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	福島市舘ノ前 ２０５ 番地 番 ６ 筆頭者の氏名 金子 仁	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 （右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください）	夫の父 金子 光　続き柄 長男 母 友子 養父　続き柄 養子 養母	妻の父 山下 友希　続き柄 二女 母 優子 養父　続き柄 養女 養母
離婚の種別	☑協議離婚　□和解 令和 年 月 日成立 □調停 令和 年 月 日成立　□請求の認諾 令和 年 月 日認諾 □審判 令和 年 月 日確定　□判決 令和 年 月 日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 は □もとの戸籍にもどる ☑妻 ☑新しい戸籍をつくる 福島市渡利字舟場 ８１ 番地 番 ３　筆頭者の氏名 山下 優希	
未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 父（夫）が親権を行う子 母（妻）が親権を行う子　金子 光仁、金子 希亜 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
（協議離婚で親権者の定めをした場合）相違なければ、それぞれが☑のようにしるしをつけてください。	夫 ☑ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 ☑ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
事件簿番号	住定年月日 夫 昭・平・令 ・ ・	妻 昭・平・令 ・ ・

記入の注意
鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

同居の期間	平成28 年 6 月 から 令和7 年10 月 まで	
別居する前の住所	福島市舘ノ前205 番地 番号 の6	
別居する前の世帯のおもな仕事と	□ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☑ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	（国勢調査の年… 年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名（※押印は任意）	夫 金子 仁 印	妻 金子 優希 印

※窓口に届書を持参した方の本人確認をしていますので、官公署発行の顔写真付きの身分証明書をお持ちください。（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名（※押印は任意） 生年月日	金子 光 印 大正 昭和 平成 ４５ 年１０ 月１０ 日	山下 友希 印 大正 昭和 平成 ５０年 ３ 月 １１ 日
住所	福島市腰浜町９９番７号	福島市渡利字舟場８１番地の３
本籍	福島市泉字大仏 ３ 番地 番 ４	福島市渡利字舟場 ８１ 番地 番 ３

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、この欄には何も記載しないでください。
（この場合にはこの離婚届と同時に、「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法７７条の２の届）」を提出する必要があります。）
※同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□の当てはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
□取り決めをしている。 ☑まだ、決めていない。
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全てを行うとの取り決めをしている場合も「取り決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
□取決めをしている。 ☑まだ、決めていない。
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取り決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について
☑取決めをしている。
□まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないと取決めをしている場合も「取り決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省　離婚　　法務省パンフレット　　法務省の解説動画

日本司法支援センター（法テラス）では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。
無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374　【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

◎署名は必ず届出人本人が自署して下さい。（代筆はいけません。）

署名は必ず本人が自署して下さい。

協議離婚のときは、成人である方証人２名が必要です。
必ず証人本人に署名してもらってください。

【住所】
引越しをした場合は、別に住所異動の届出が必要です。
（市外からの異動の時は転出証明書をお持ちください。）
この届出と同時に転入届（市外からの引越し）や転居届（市内での引越し）を出す時は、住所欄は新しい住所と世帯主氏名を書いてください。
県市郡町村名と字名及び地番を正しく書いて下さい。

実父母の氏名を書いてください。死亡、離婚の場合も書いてください。養父母がいる場合はその方の氏名も記入して下さい。

該当するものにチェックしてください。
夫妻の合意で離婚するときはは「協議離婚」です。

婚姻の時に氏が変わった方（筆頭者でない方）は、婚姻する前「もとの戸籍にもどる」か、「新しい戸籍をつくる」ことになります。いずれかにチェックしてください。
婚姻中の氏をそのまま使用したいときは、別の届出が必要です。

未成年（１８歳未満）の子がいるときには、親権者を定めてください。
なお、この届出によって、子は戸籍上異動しません。
（注）父母双方が親権を行うとした子について、家庭裁判所へ子の氏の変更申し立てや入籍届を行うときは、父母共同での申立て、届出となりますので注意して下さい。

協議離婚の場合は、親権について相談し、合意の上届出して下さい。**親権について合意して提出したことを明らかにするために、夫妻ともに必ずチェックして下さい。**

連絡先（夫）	□自宅 ☑勤務先 □携帯	○○○－○○○○ － ○○○○
連絡先（妻）	□自宅 ☑勤務先 □携帯	○○○－○○○○ － ○○○○

日中連絡のとれる電話番号を記載して下さい。

未成年の子がいる場合は、
「離婚後の子育ての分担」
「親子交流」
「養育費の分担」の取決めの有無について、離婚時点の状況をチェックしてください。

◎　必要なもの
協議離婚以外（調定・審判・和解・認諾・判決による離婚）の場合
　① 調定・和解・認諾離婚のとき・・・調定（和解・認諾）調書の謄本
　② 審判・判決離婚のとき・・・審判書（判決書）の謄本と確定証明書

○　その他関連する届
・戸籍法７７条の２の届（離婚のときから３カ月以内）…離婚後も婚姻中の氏を名乗りたい時
・入籍届…子を母（または父）の戸籍に入れたいとき。※家庭裁判所の許可が必要です。
・養子離縁届…養子縁組を解消したいとき。
詳しくは窓口にてお問合せください。
　※**父母双方が親権を行う（共同親権）とした子について、氏の変更の申立てや入籍届をする場合は、父母共同で申立て・届出人となります。**ご注意ください

※　窓口に届書を持参した方の本人確認をしていますので、官公署発行の顔写真付きの本人確認書類をお持ち下さい。
（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）
本人確認ができなかった届出人（夫・妻）に対しては、届出があったことを郵送でお知らせします。

≪お問い合わせ≫福島市役所市民課　電話（代）024-535-1111　又は支所